

# 八千代市墓地等許可事務取扱要領

(平成13年4月1日 保第16号)

## 目次

第1	趣旨	P 1
第2	定義	P 1
第3	墓地等の許可事務	
1	墓地の基本事項	
(1)	既存みなし墓地	P 1
(2)	経営許可	P 1
(3)	変更許可	P 1
(4)	廃止許可	P 2
(5)	経営許可又は変更許可後の変更の取扱い	P 2
2	納骨堂の基本事項	
(1)	経営許可	P 2
(2)	変更許可	P 2
(3)	廃止許可	P 3
(4)	経営許可又は変更許可後の変更の取扱い	P 3
3	火葬場の基本事項	
(1)	経営許可	P 3
(2)	変更許可	P 3
(3)	廃止許可	P 3
(4)	経営許可又は変更許可後の変更の取扱い	P 3
4	墓地の許可申請	
(1)	申請先等	P 3
(2)	申請書の記載事項	P 4
(3)	経営許可申請書の添付書類	P 4
(4)	変更許可申請書の添付書類	P 6
(5)	廃止許可申請書の添付書類	P 6
5	納骨堂の許可申請	
(1)	申請先等	P 6
(2)	申請書の記載事項	P 6
(3)	経営許可申請書の添付書類	P 6
(4)	変更許可申請書の添付書類	P 6
(5)	廃止許可申請書の添付書類	P 6
6	火葬場の許可申請	
(1)	申請先等	P 7
(2)	申請書の記載事項	P 7
(3)	経営許可申請書の添付書類	P 7
第4	事前協議等	
1	事前協議	
(1)	事前協議の趣旨	P 7
(2)	事前協議先等	P 7
(3)	事前協議書の記載事項	P 7
(4)	経営許可申請に係る事前協議の添付書類	P 8
(5)	変更許可申請に係る事前協議の添付書類	P 9
(6)	事前協議事務	P 9
(7)	事前協議事項の変更	P 10
(8)	事前協議の失効	P 10
(9)	計画の中止	P 10
2	近隣居住者への説明及び承諾	P 10
(1)	近隣居住者等の範囲	P 11
(2)	説明時期	P 11
(3)	説明事項	P 11
(4)	報告書の提出	P 11
(5)	報告書の添付書類	P 11

(6) 説明の履行及び承諾の基準について	P 1 1
3 標識の設置	P 1 2
第5 工事の着手及び完了	
1 工事の着手	P 1 2
2 工事の完了	
(1) 届出	P 1 2
(2) 届出後の事務	P 1 2
第6 許可事務	
1 墓地	
(1) 経営許可	P 1 2
(2) 変更許可	P 1 3
(3) 廃止許可	P 1 3
(4) 基準等の遵守	P 1 3
2 納骨堂	
(1) 経営許可	P 1 4
(2) 変更許可	P 1 4
(3) 廃止許可	P 1 4
(4) 基準等の遵守	P 1 4
3 火葬場	
(1) 経営許可	P 1 4
(2) 変更許可	P 1 4
(3) 廃止許可	P 1 4
第7 許可基準	
1 墓地等の経営許可基準	
(1) 墓地	P 1 4
(2) 納骨堂	P 1 5
(3) 火葬場	P 1 5
2 墓地等の変更許可基準	
(1) 墓地	P 1 5
(2) 納骨堂	P 1 5
(3) 火葬場	P 1 5
3 墓地又は納骨堂の廃止許可基準	P 1 6
第8 墓地の環境基準	
1 墓地	
(1) 河川等からの距離	P 1 6
(2) 住宅等からの距離	P 1 6
(3) 設置場所	P 1 6
(4) 例外規定	P 1 7
2 納骨堂	
(1) 距離	P 1 7
(2) 設置場所	P 1 7
(3) 例外規定	P 1 7
3 火葬場	
(1) 距離	P 1 7
(2) 例外規定	P 1 7
第9 施設基準	
1 墓地	
(1) 緑地	P 1 7
(2) 門扉	P 1 7
(3) 通路	P 1 8
(4) 区画	P 1 8
(5) 排水	P 1 8
(6) 管理事務所等	P 1 8

(7) 駐車場	P 1 8
2 3, 0 0 0㎡以上の墓地	
(1) 適用除外	P 1 9
(2) 緑地	P 1 9
(3) 通路	P 2 0
(4) 休憩所	P 2 0
3 納骨堂	
(1) 設置基準	P 2 0
(2) 管理事務所等	P 2 0
(3) 納骨装置	P 2 0
(4) 駐車場	P 2 0
4 火葬場	P 2 0
第10 その他事務	
1 適用除外	
(1) 墓地	P 2 0
(2) 納骨堂	P 2 1
(3) 火葬場	P 2 1
2 都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出書等	
(1) 趣旨	P 2 1
(2) 申請	P 2 1
(3) 届出書の記載事項	P 2 1
(4) 添付書類	P 2 1
(5) 変更届出	P 2 1
(6) 廃止届出	P 2 2
3 許可申請の変更	P 2 2
第11 許可後の指導	
1 経営者の講ずべき措置の基準	
(1) 経営者の明示	P 2 2
(2) 墓地の表示	P 2 2
(3) 標識	P 2 2
2 火葬場経営許可時の指導及び立入検査	P 2 2
第12 経過措置等	P 2 2

## 第1 趣旨

この八千代市墓地等許可事務取扱要領（以下「要領」という。）は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年八千代市条例第31号。以下「条例」という。）及び八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年八千代市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要領の用語の意義は、次によるものとする。

- (1) 墓地の区域は、墳墓、緑地、墓地の経営に必要な付帯施設（通路、参詣路、管理事務所、休憩所、専用駐車場など管理上又は社会通年上一体の施設）が設置される区域とすること。
- (2) 死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する目的を持たない限り、法に規定する墳墓には該当せず、単なる碑に属するものであること。
- (3) 「経営」とは、墓地等を設置し、管理し、運営することをいい、許可を受けた区域内若しくは施設で、経営者自らが公益事業として行うものであること。

## 第3 墓地等の許可事務

### 1 墓地の基本事項

#### (1) 既存みなし墓地

法施行日（昭和23年6月1日）以前から存在する墓地の取扱いについては、次によるものとする。

- ア 法第26条の規定により、「この法律の規定により、それぞれ、その許可を受けたものとみなす。」とされる墓地（以下「既存みなし墓地」という。）は、次のいずれかの条件を満たすものであること。
  - (ア) みなし墓地台帳（写）（平成13年3月28日付習保第728号で八千代市長へ移管）に記載されている墓地
  - (イ) 現地調査又は登記事項証明書により、法施行日以前に存在することが確認できる墓地
- イ 既存みなし墓地で、人格や用地が特定できないものは、経営者の変更を伴う経営許可を除き、経営許可、変更許可及び廃止許可の処分対象としないものであること。
- ウ みなし墓地台帳又は登記事項証明書の記載面積と現在の使用面積が異なる場合は、既存みなし墓地の区域内で実際に墓地として使用に供されていると認められる区域を既存みなし墓地として取り扱うこと。
- エ 個人又は共同使用の既存みなし墓地における余裕地の公募は、原則として認めないものであること。

#### (2) 経営許可（法第10条第1項、条例第2条）

法第10条第1項、条例第2条の規定による経営許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 墓地を新規に経営しようとする場合
- イ 既に許可を受けている墓地を、規則第11条に規定する一体性を有する要件を超えて区域を変更（拡張）する場合。

なお、平成13年3月31日以前に許可申請をし、数次にわたり法第10条第1項又は同条第2項の許可を受けた形態が一の墓地にあつては、許可を受けた全体の総面積を基礎として、経営の一体性を判断すること。（参考図1「墓地許可の区分」による。）
- ウ 既にある墓地を引き継いで経営する場合。
- エ 既に許可を得た内容を変更し、許可を受けた墓地と同一性を失うため、新たに許可が必要となる場合。同一性を失うとは以下の場合とする。
  - (ア) 許可された時点の墓地の施設基準に適合しなくなった場合
  - (イ) 埋蔵墓地から埋葬墓地への変更の場合
  - (ウ) 許可された区画数の1.5倍を超えて区画数を増やす場合
  - (エ) その他、社会通年上同一性があると認められない場合
- オ 「既存みなし墓地」は以下の場合とする。
  - (ア) 現在の宗教法人と同一とみられる寺院、教会等で、墓地の存在が「みなし墓地台帳（写）」や「許可書」により明確になっている場合で、用地が特定されている場合は、要領第3の1の（2）のアからエと同様に取り扱うこと。なお、「既存みなし墓地」は、法施行日（昭和23年6月1日）以前から存在する墓地であることから、エは（イ）、（ウ）、（エ）により判断するものとする。
  - (イ) 人格や用地が特定できない場合で、「既存みなし墓地」を引き継いで経営する場合
  - (ウ) 人格や用地が特定できない「既存みなし墓地」の隣地に拡張する場合の拡張部分に関する申請

#### (3) 変更許可（法第10条第2項、条例第3条）

法第10条第2項、条例第3条の規定による変更許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 墓地区域を拡張する場合で、かつ、経営許可の対象とならない場合
- イ 墓地の区域を縮小する場合
- ウ 「既存みなし墓地」は以下の場合とする。

現在の宗教法人与同一とみられる寺院、教会等で、墓地の存在が「みなし墓地台帳(写)」や「許可書」により明確になっている場合で用地が特定されている場合は、要領第3の1の(3)のアカライと同様に取り扱うこと

(4) 廃止許可(法第10条第2項、条例第4条)

法第10条第2項、条例第4条の規定による廃止許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 既に許可を受けている墓地等を全て廃止し、墓地以外にする場合。
- イ 既に許可を受けている墓地を他の経営者に承継する場合。
- ウ 既に許可を受けている墓地を規則第11条に規定する一体性を有する要件を超えて区域を変更(拡張)するため既存墓地を廃止する場合。

なお、平成13年3月31日以前に許可申請をし、数次にわたり第10条第1項、同条第2項の許可を受けた形態が一の墓地にあっては、許可を受けた全体の総面積を基礎として、経営の一体性を判断し、従前許可したものを一括して廃止とすること。(参考図1「墓地許可の区分」による。)

- エ 既に許可を受けた墓地において、同一性を有しない内容の変更を行うため、新たに経営許可を受けようとする場合

- オ 「既存みなし墓地」は以下の場合とする。

現在の宗教法人与同一とみられる寺院、教会等で、墓地の存在が「みなし墓地台帳(写)」や「許可書」により明確になっている場合。ただし、人格や用地が特定できない「既存みなし墓地」については、対象とならない。

(5) 経営許可又は変更許可後の変更の取扱い

墓地経営許可又は変更許可後に墓地区域内の配置等を許可された内容と同一性を失わずに変更する場合は、法第18条に規定する報告の対象となるものであること。取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- ア 様式は、「墓地、埋葬等に関する法律第18条の規定による報告様式」を参考とすること。
- イ 報告書を受理した場合は、「八千代市墓地、埋葬等に関する法律第18条報告関係事務処理簿」のとおり作成すること。
- ウ 変更内容が同一性を失い、経営許可又は廃止許可に該当する場合は、既に得た許可の効力は失われ「許可取消処分」の対象となることから、是正もしくは経営許可又は廃止許可を行わせること。

なお、法第18条に規定する報告を行わない場合又は既に許可を受けた墓地の内容を変更した結果、同一性を失うにもかかわらず経営許可及び廃止許可を受けない場合は、許可を受けた時点の内容にまで現状回復を求め、または、法第19条(施設の整備改善、使用制限若しくは禁止による強制処分命令)の規定により対処すること。

## 2 納骨堂の基本事項

(1) 経営許可(法第10条第1項、条例第2条)

法第10条第1項、条例第2条の規定による納骨堂の経営許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 納骨堂を新規に経営しようとする場合。
- イ 既にある納骨堂を引き継いで経営する場合。
- ウ 既に許可を得た納骨堂で施設を変更し、許可を受けた納骨堂と同一性を失うため、新たに許可を得ようとする場合。同一性を失うとは以下の場合とする。
  - (ア) 許可された時点の納骨堂の施設基準に適合しなくなった場合
  - (イ) 既に許可を受けている納骨堂の納骨装置の存する室の面積の2倍以上の変更(増築)となる場合
  - (ウ) その他、社会通年上同一性があると認められない場合
- エ 許可された区域内に新たに納骨堂を建てる場合。

(2) 変更許可(法第10条第2項、条例第3条)

法第10条第2項、条例第3条の規定による納骨堂の変更許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 納骨堂を拡張(増築)する場合で、かつ、経営許可の対象とならない場合。
- イ 納骨堂の区域を縮小する場合

(3) 廃止許可（法第10条第2項、条例第4条）

法第10条第2項、条例第4条の規定による廃止許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 既に許可を受けている納骨堂を全て廃止し、納骨堂以外にする場合
- イ 既に許可を受けている納骨堂を他の経営者に承継する場合
- ウ 既に許可を得た納骨堂で施設を変更し、許可を受けた納骨堂と同一性を失うため、新たに許可を得るため既存の納骨堂を廃止する場合

(4) 経営許可又は変更許可後の変更の取扱い

納骨堂を許可後に変更する場合の取り扱いについては、要領第3の1の(5)を納骨堂に読み替えて運用するものとする。

### 3 火葬場の基本事項

(1) 経営許可（法第10条第1項、条例第2条）

法第10条第1項、条例第2条の規定による火葬場の経営許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 火葬場を新規に経営しようとする場合。
- イ 既にある火葬場を引き継いで経営する場合。
- ウ 既に許可を得た火葬場で施設を変更し、許可を受けた火葬場と同一性を失うため、新たに許可を得ようとする場合。同一性を失うとは以下の場合とする。
  - (ア) 許可された時点の火葬場の施設基準に適合しなくなった場合
  - (イ) その他、社会通年上同一性があると認められない場合

(2) 変更許可（法第10条第2項、条例第3条）

法第10条第2項、条例第3条の規定による火葬場の変更許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 変更許可は、火葬場の区域を拡張する場合で、かつ、経営許可の対象とならない場合
- イ 火葬場の区域を縮小する場合

(3) 廃止許可（法第10条第2項、条例第4条）

法第10条第2項、条例第4条の規定による廃止許可の申請が必要な場合とは、次に掲げる場合とする。

- ア 既に許可を受けている火葬場を全て廃止し、火葬場以外にする場合
- イ 既に許可を受けている火葬場を他の経営者に承継する場合
- ウ 既に許可を得た火葬場で施設を変更し、許可を受けた火葬場と同一性を失うため、新たに許可を得るため既存の火葬場を廃止する場合

※建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条において火葬場の建設は、都市計画決定をしなければならぬため、事実上、当該許可で廃止することはないことから、条例第16条の規定により取り扱うこととなる。

(4) 経営許可又は変更許可後の変更の取扱い

火葬場を許可後（都市計画事業として行った場合を含む）に変更する場合の取り扱いについては、要領第3の1の(5)を準用するものとする。

### 4 墓地の許可申請

(1) 申請先等

ア 申請の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 経営許可及び変更許可の申請は、条例第6条第2項の規定による届出後に行うこと
- (イ) 宗教法人等にあつては、規則第5条第2項の事前協議済書が交付されていること。
- (ウ) 廃止許可の申請は、改葬後に行うこと。

イ 予定地が2以上の市域にわたる場合は、原則的に当該墓地面積の大きい方の市へ提出することとして、当該市の担当部局へ連絡し、調整を図ること。なお、変更許可申請で墓地が2以上の市域にわたる場合は、面積にかかわらず経営許可申請を行った市へ提出すること。

ウ 申請書の編冊は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 申請書及び別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- (イ) 編冊順序は、申請書、申請書本文に係る図書、申請書の添付書類の順とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。
- (ウ) 正副2部提出すること。

## (2) 申請書の記載事項

条例第2条、第3条、第4条に規定する申請書に記載する事項は、次によるものとする。

ア 申請書に記載する申請者は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とし、登記事項証明書どおりであること。

イ 廃止許可の申請者は、経営許可を受けている者と同一であること。ただし、個人墓地の経営者の死亡による場合は除く。

ウ 墓地の名称は、仮称を使用しないこと。

(ア) 条例第18条第1項第1号又は第2項で明示又は表示する名称と同じであること。

(イ) 議事録及び維持管理規則の定める名称と同じであること。

注：許可後に名称を変更した場合は、法第18条の報告徴収の対象となる。

エ 経営の計画は、内容が要領第3の4の(3)経営許可申請の添付書類のキと重複するため、これに替えることができる。

なお、宗教法人等にあっては、意思決定書類の内容と一致していること。

オ 墓地の用地の所在、地番、地目及び面積は、登記事項証明書どおりとするが、地積測量図と相違する場合にあっては、地籍更正を必要とする。

カ 墓地の構造の記載は、次によること。

(ア) 墓地面積は、要領第3の4の(2)オの面積と同じであること。

(イ) 墓地の面積には、次の範囲が含まれるものであること。

a 墳墓区域

b 緑地帯（緑地帯+緑地+障壁）

c 管理設備区域（管理棟、休息所、水場、便所、駐車場通路等の墓地の付帯設備として供用される場所の土地を含む。）

(ウ) 変更許可にあっては、既存墓地も含めたものであること。

注：拡張の場合は、拡張部分の構造と全体の墓地の構造を別葉に作成することとし、縮小の場合は、縮小した全体の墓地の構造とする。

(エ) 埋葬又は埋蔵の別が記載されていること。

キ 工事完了年月日は、許可内容の施設基準が現地において確認できる時点を記入すること。

## (3) 経営許可申請の添付書類

規則第2条第2項に規定する書類は、次のとおりとすること。

ア 第1号に規定する見取図は、次によること。

(ア) 縮尺1/2、500程度の都市図又はこれに準ずる縮尺の適正なものであること。

(イ) 住宅等の周囲の状況については、申請者において居住者名等を記入し、申請区域を示す住宅地図を併せて提出させること。

(ウ) 墓地境界から100メートルの範囲を線で示すこと。

イ 第2号に規定する墓地の位置を示す図面は、縮尺1/10、000程度の都市計画図又は案内図として適当なものであること。

ウ 第3号に規定する墓地の配置図及びその構造図は、施設基準の仕様及び機能が判断できる、次に掲げる図面であること。なお、変更許可申請にあっては、既存墓地を含めた全体的な図面で変更後と変更前が明確になっているものであること。

(ア) 墳墓区画、緑地帯、緑地及び障壁並びに管理事務所等の必要な施設設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図及び断面図

(イ) 給水及び排水の状況が明らかな平面図

(ウ) 管理事務所の構造が明らかな平面図及び立面図

(エ) 植栽を示した平面図及び断面図

(オ) 門扉の構造図

(カ) 造成の計画が分かる平面図及び断面図

エ 第4号に規定する登記事項証明書は、申請日の90日以内に作成されたもので、原本を添付し、還付はしないものであること。また、抵当権、地上権、仮登記等の他人の権利が設定されていないこと。

オ 第5号に規定する公図の写し及び地積測量図は、次によること。

(ア) 公図の写しには、10m以内の土地の所在、地番及び地目並びに所有者の住所及び氏名を記載し、10mの範囲を線で示すこと。

(イ) 地籍測量図は、墓地用地が一筆毎に測量されたもので、墓地の区域と一致している必要があり、筆の一部を墓地としている場合は、分筆登記が必要であること。

カ 第6号に規定する維持管理規則等は、次によること。

- (ア) 管理者を定めてあること。
- (イ) 使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅が定めてあること。
- (ウ) 手続きに係る様式（経営者名を記入）が定められていること。
- (エ) 永代使用料及び管理料の規定が定められていること。

キ 第7号に規定する経営計画書等の墓地の経営に必要な事項を記載した書類は、次によること。（例示1「経営計画」参照）

- (ア) 経営（変更）に至った理由、設置場所を選定した理由、墓地の規模・区画数決定の根拠（宗教法人等に限る。）及び供給計画等を具体的に記載すること。
- (イ) 墓地の規模・区画数の算定は次によること。なお、購入者名簿等の必要数を算定した資料を添付すること。（1,000㎡未満の寺院付属の境内墓地はこの限りではない。）
  - a 墳墓の具体的な数は、計画後10年以内の必要数であること。
  - b 宗教法人にあっては、市内・市外在住者との区分及びその檀信徒用並びに自宗派用、他宗派用等の状況を明確にして算定したものであること。
- (ウ) 他に経営している墓地がある場合は、その名称、所在、面積、総区画数、空区画数及び墓地設置にかかった費用の返済状況（借入で行った場合）など状況一覧を記載すること。
- (エ) 墓地等の管理者の職氏名及び「使用権契約実務（使用許可証等の発行実務を含む）」、「会計実務（使用料、管理料の收受等）」並びに「保守管理（墓地内の整備、清掃実務等）」を行うに当たっての組織体制計画（委託先含む）が具体的に記載されていること。（例示2「管理体制の記載例」参照）  
なお、管理業務を外部委託している場合には、経営責任者が責任を果たし得る体制（実質的権限が申請者にあるか）が取られているか委託契約書の写しを添付して確認すること。また契約締結に至っていない場合は、契約書の案を添付させ、後日、契約を締結した際にその写しを提出させること。
- (オ) 墓地の建設にあたっての造成及び給排水等の計画並びに駐車場等の施設計画についての概要を記載すること。
- (カ) その他に経営している墓地がある場合は、その墓地の経営計画に関する参考資料の添付

ク 第8号に規定する資金計画書には、許可後の経営に要する費用等の収支計画（歳入歳出別に記載）が記載されていること。

また、墓地の設置に要した費用の内訳明細書には、実際に墓地建設に要した費用と資金が明示され、必要があれば領収書等の資料を添付すること。

なお、墓地使用料収入見込みをもって、不動産業者や造成業者等に使用料の収入後に支払う計画ではないこと。

ケ 第9号に規定する議会の議決書の写しは、市議会議長の奥書証明の入ったものとし、墓地設置の予算にかかるものであること。

コ 第10号に規定する法人規則等は、次によること。

- (ア) 宗教法人規則は、知事印が押印されたものの写しであること。
- (イ) 登記事項証明書は、申請日の90日以内に作成されたもので、原本を添付し、還付はしないものであること。
- (ウ) 意思決定した旨を証する書類は、経営に至った理由及び資金等に関することが明確に記載され、具体的な墓地の必要性を明示した議事録（法人規則に基づいて作成されたもの）であること。  
なお、出席役員の氏名及び押印があること。
- (エ) 宗教法人により、宗教法人規則が異なっており、意思決定方法に相違があるので注意すること。また、包括宗教法人の承認（本山承認）を要する場合があるので、申請者に聴取し確認すること。
- (オ) 墓地経営が可能な規則又は寄附行為となっていること。なお、宗教法人で初めて公益事業として墓地経営を行う場合は、許可後速やかに千葉県学事課へ宗教法人規則の変更申請をさせること。

サ 第11号に規定する事前協議済書の写しは、交付日から3年が経過していないこと。

シ 第12号に規定するその他市長が必要と認めた書類は、次によること。

- (ア) 宗教法人にあっては、財産目録の写し等、基本財産が確認できる書類及び収支計算書又は損益計算書
- (イ) 他法令の許認可等が必要な場合は、その許認可等を証する書類の写し
- (ウ) 地方公共団体及び個人墓地で自己所有地以外に計画する場合は、所有者から墓地として当該地を使用することの承諾を受けたことを示す書類
- (エ) 申請者が申請日以前において、法第19条に基づく行政処分を受けたことがあれば、その処分内容を記した書面。
- (オ) 経営者の変更に伴う経営許可申請の場合は、墓地の使用者に経営者に変更（承継）されることの説明、

同意、承諾、新経営者との再使用契約等の理解や手続が取られたことを明らかにする書類

(キ) その他必要がある場合には、事前協議申請時の書類

(4) 変更許可申請の添付書類

ア 規則第3条第2項第1号に規定する書類には、規制緩和の観点から法人登記簿謄本や宗教法人規則等は求めないが、経営許可後に登記事項の変更や規則等の変更があった場合には、指導によりこれらを要求すること。

イ 規則第3条第2項第2号に規定する改葬報告書は、次のとおりとすること。

(ア) 墓地でなくなる区域の現況図（墳墓の配置図等）

(イ) 墓地の使用者の一覧（墓籍簿の写し等）

(ウ) 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類

(5) 廃止許可申請の添付書類

規則第4条第2項に規定する書類は、次によること。

ア 第1号に規定する改葬報告書は、次のとおりとすること。

(ア) 廃止計画時の現況図（墳墓の配置図）

(イ) 廃止計画時の使用者の一覧（墓籍簿の写し等）

(ウ) 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類

イ 第3号に規定する書類には、規制緩和の観点から法人登記簿謄本や宗教法人規則等は求めないが、経営許可後に登記事項の変更や規則等の変更があった場合には、指導によりこれらを要求すること。

5 納骨堂の許可申請

(1) 申請先等

要領第3の4の(1)と同様に取り扱うこと。

(2) 申請書の記載事項

条例第2条、第3条、第4条に規定する申請書に記載する事項は、次によるものとする。

ア 申請書に記載する申請者は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とし、登記事項証明書どおりであること。

イ 廃止許可の申請者は、経営許可を受けている者と同一であること。

ウ 納骨堂の名称は、仮称を使用しないこと。議事録及び維持管理規則の定める名称と同じであること。

注：許可後に名称を変更した場合は、法第18条の報告徴収の対象となる。

エ 経営の計画は、要領第3の5の(3)の添付書類の経営計画書等の内容と重複するため、これに替えることができる。

オ 納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積は、登記事項証明書どおりであること。

カ 工事完了年月日は、許可内容の施設基準が現地において確認できる時点を記入すること。

(3) 経営許可申請の添付書類

規則第2条第2項に規定する書類は、次のとおりとすること。

ア 要領第3の4の(3)の墓地の経営許可申請の添付書類ア、エ、オ、カ～シまでと同様とする。なお、規則第2条第2項第5号の添付書類は、第12号を根拠とする。

イ 納骨堂の配置図及び構造図は、施設基準の仕様及び機能が判断できる、次に掲げる図面であること。

(ア) 施設設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図及び断面図

(イ) 納骨装置、除湿装置の配置及び構造が判断できる図面

(ウ) 管理事務所（室）の構造が明らかな平面図

(4) 変更許可申請の添付書類

規則第3条第2項第1号に規定する書類には、規制緩和の観点から法人登記事項証明書や宗教法人規則等は求めないが、経営許可後に登記事項の変更や規則等の変更があった場合には、指導によりこれらを要求すること。

(5) 廃止許可申請の添付書類

規則第4条第2項に規定する書類は、次によること。

ア 第1号に規定する改葬報告書は、次のとおりとすること。

(ア) 廃止計画時の現況図（納骨堂の配置図等）

(イ) 廃止計画時の使用者の一覧

(ウ) 改葬対象、改葬日、改葬許可年月日等、改葬状況を明らかにする書類

イ 第3号に規定する書類には、規制緩和の観点から法人登記事項証明書や宗教法人規則等は求めないが、経営許可後に登記事項の変更や規則等の変更があった場合には、指導によりこれらを要求すること。

## 6 火葬場の許可申請

### (1) 申請先等

要領第3の4の(1)と同様に取り扱うこと。

### (2) 申請書の記載事項

条例第2条、第3条、第4条に規定する申請書に記載する事項は、次によるものとする。

ア 申請書に記載する申請者は、地方公共団体であること。

イ 廃止許可にあっては、経営許可を受けている者と同一であること。

ウ 火葬場の名称は、仮称を使用しないこと。

エ 経営の計画は、次の内容が記載されていること。

(ア) 経営(変更)に至った理由

(イ) 設置場所を選定した理由

(ウ) 維持管理計画(火葬場の運営、管理等に関する体制を具体的に記載すること)

オ 火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積は、土地登記事項証明書どおりであること。

カ 工事完了年月日は、許可内容の施設基準が現地において確認できる時点を記入すること。

### (3) 経営許可申請の添付書類

規則第2条第2項に規定する書類は、次のとおりとすること。

ア 要領第3の4の(3)の墓地の経営許可申請の添付書類ア、イ、エ、オ、カ〜ケ、シまでと同様とする。なお、規則第2条第2項第5号の添付書類は、第12号を根拠とする。

イ 第3号に規定する火葬場の配置図及び構造図は、施設基準の仕様及び機能が判断できる、次に掲げる図面であること。

(ア) 敷地求積図、施設、設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図及び断面図

(イ) 火葬炉、排ガス再燃焼装置等の構造が判断できる図面

(ウ) 管理事務所(室)の構造が明らかな平面図

## 第4 事前協議等

### 1 事前協議

条例第5条各項に規定するものの取り扱いは、次のとおりである。

#### (1) 事前協議の趣旨

事前協議を行う目的は、許可申請の段階で基準を満たさないことが判明した場合に、申請者にとって非効率であり、多大な負担がかかることから、許可申請前に計画内容が許可基準等に適合しているのか審査を行うためである。

#### (2) 事前協議先等

ア 協議の時期は、墓地又は納骨堂の工事着工前に行うこと。

イ 事前協議書等の受付時期については、協議を円滑に進めることができ、かつ、ある程度の添付書類が整った段階(関係課へ指摘事項の照会ができる状態)で受け付けること。

ウ 予定地が2以上の市域にわたる場合は、原則的に当該墓地面積の大きい方の市と協議することとして、当該市の担当部局へ連絡し、調整を図ること。なお、変更許可に係る場合で墓地が2以上の市域にわたっている場合は、面積にかかわらず経営許可申請を行った市と協議すること。

エ 協議書の編冊は、次によること。

(ア) 協議書及び別紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(イ) 編冊順序は、申請書、申請書本文に係る図書、申請書の添付書類の順とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。

(ウ) 正副2部提出すること。副本は、事前協議済書又は事前協議不適合通知書の交付時に申請者へ返却すること。

#### (3) 事前協議書の記載事項

規則第5条第1項に規定する協議書に記載する事項は、次によるものとする。

ア 申請書に記載する申請者は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とし、登記事項証明書と相違ないこと。

イ 墓地又は納骨堂の名称が仮称の場合は、名称の前に「仮称」と記載すること。

ウ 墓地又は納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積は、登記事項証明書どおり一筆毎に記載するが、面積については、実測値も併せて記載すること。ただし、一筆毎に測量していない場合は、全体の実測値を記載すること。

また、土地の一部を墓地又は納骨堂とする場合の所在及び地番については、「〇〇番地の一部」とし、面積については、「〇〇㎡の内〇〇㎡」と記載すること。

エ 経営の計画は、内容が要領第4の1の(4)ア(キ)と重複するため、これに替えることができる。

#### (4) 経営許可申請に係る事前協議の添付書類

規則第5条第1項に規定する書類は、次のとおりとすること。

ア 第1号に規定する規則第2条第2項第1号から第7号及び第10号の書類及び図面は次のとおりとすること。

(ア) 第1号の見取図は、要領第3の4の(3)アのとおりとする。

(イ) 第2号の墓地又は納骨堂の位置を示す図面は、要領第3の4の(3)イのとおりとする。

(ウ) 第3号の墓地又は納骨堂の配置図及びその構造図は、要領第3の4の(3)ウのとおりとする。

(エ) 第4号の登記事項証明書は、要領第3の4の(3)エのとおりとする。なお、抵当権、地上権、仮登記等の他人の権利が設定されている場合は、許可申請までに抹消登記をすることが確約されていること。

(オ) 第5号の公図の写し及び地積測量図は、次によること。

a 公図の写しには、10m以内の土地の所在、地番及び地目並びに所有者の住所及び氏名を記載し、10mの範囲を線で示すこと。

b 地籍測量図は、登記事項証明と面積が異なる場合には、許可申請時までには地籍更正が必要であること。

c 測量図を添付すること。

(カ) 第6号の維持管理規則等は、要領第3の4(3)カのとおりとする。

(キ) 第7号の経営計画書等の墓地の経営に必要な事項を記載した書類は、要領第3の4の(3)キのとおりとする。

(ク) 第10号の法人規則等は、要領第3の4の(3)クのとおりとする。

イ 第2号に規定する資金計画書には、許可後の経営に要する費用等の収支計画(歳入歳出別に記載)が記載されていること。(借入の場合は、支払い利子額及び返済計画等が明示されていること。)

また、墓地の設置に要する費用の内訳明細書には、これから墓地建設に要する費用と資金が明示されていること。また、費用を証明する資料として見積書、領収書又は契約書等の資料を添付し、借り入れを行う場合には、融資証明書を添付すること。ただし、やむを得ないと認められるときは、これと同等の融資を証した書類を添付すること。

注：1 宗教法人は、宗教法人の規則、公益財団法人は、寄附行為で規定されている所定の手続きで承認された資金計画と整合があることが必要である。

2 金融機関以外の融資は、認められないこと。

3 自己資金、借入金の合計額は、墓地設置に要する費用(借入金のある場合は利子含む。)より多額であることが必要であり、墓地使用料収入見込みをもって、不動産業者や造成業者等に使用料の収入後に支払う計画は認められないこと。

ウ 第3号に規定する財産目録とは、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第25条の規定により、宗教法人の事務所に備え付けられているものの写しを添付すること。また、必要があれば、原本との照合を図ること。

預金残高証明書等については、事前協議書の申請日3ヶ月以内に証明されたものであり、自己資金で墓地建設を行う計画の場合にあつては、当該建設費用を自己資金が上回っていること。(全額を借入で行う場合でも、宗教法人の財産を把握する上で添付させる必要がある。)

なお、財産目録など財産を証する書類と整合性が図られないなど自己資金に不明な点がある場合は、通帳の写し等を求め、整合性を確認すること。

エ 第4号に規定する収支計算書等は、次によること。

(ア) 事前協議書の申請日を当年とし、過去3年分を添付すること。(参考様式は、千葉県総務部学事課のホームページを参照)

(イ) 宗教法人が公益事業の一つとして行う墓地経営は、会計上も一般会計と区別し、特別会計として収支区分を明確にする必要がある。

オ 第5号に規定する承諾書又はそれに代わる書類は、次によること。

(ア) 承諾書の記載例は、「近隣居住者等の承諾書記載例」による。

(イ) 居住者又は土地所有者それぞれの対象者全ての内、原則として概ね2/3の承諾書が得られていること。

ただし、次の理由で承諾書が取得できない場合は、すべての対象者について、説明方法、回数、内容が明記されており、今後の周辺住民等への対応方針等が記された「承諾が得られない経過、理由書」（任意書式）を添付させること。

- a 所有者が不明確
- b 近隣住民等に会う意思がない
- c 説明会に応じない
- d 仕事で海外に赴任している又は病気で入院していて承諾書に記入できない等の諸事情がある場合
- e 承諾をしない理由が、要領第4の2の(6)ア(ア)、(イ)、(ウ)の場合

カ 第6号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次によること。

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に該当（墓地面積が1ha以上）する場合は、開発行為を所管する部署へ提出する事前協議結果報告書又は八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例に基づいて締結する協定書の写し。

(イ) 他法令等に基づく許認可等が必要な場合は、その手続きなど申請状況を記した書面（受付印を押した申請書の写し等）

(ウ) 宗教法人法第23条に規定する、借入等の財産処分をする場合に行う公告の写し。

(エ) 地方公共団体及び個人墓地で自己所有地以外に計画する場合は、墓地として当該墓地を使用することを承諾したことを示す書類

(オ) 申請者が事前協議書の申請日以前において、法第19条に基づく行政処分を受けたことがあれば、その処分内容を記した書面。

(カ) 経営者の変更に伴う経営許可申請の場合は、墓地の使用者に経営者が変更（承継）されることの説明、同意、承諾、新経営者との再使用契約等の理解や手続が取られたことを明らかにする書類

(キ) 墓地の管理を委託する場合で、既に委託先が決定しているときは管理委託契約書の写し

(ク) その他墓地経営の持続性や利用者保護の観点から必要と認める書類

(5) 変更許可申請に係る事前協議の添付書類

ア 規則第5条第1項各号に規定する書類を添付するが、負担軽減の観点から法人の登記事項証明書や宗教法人規則等は求めないものとする。

ただし、経営許可後に登記事項の変更や規則等の変更があったものについては、これらを添付すること。

イ 墓地でなくなる区域がある変更は、利用者の承諾書又はそれに準じる書類及び規則第3条第2項第2号に規定する改葬報告書を添付すること。

(6) 事前協議事務

ア 審査

規則第5条第2項の規定にある審査は次によること。

(ア) 書類審査は、「墓地経営（変更）事前協議申請審査票〔Ⅰ〕、〔Ⅱ〕」により行うこと。

(イ) 現地調査は、「墓地経営（変更）事前協議申請審査票〔Ⅱ〕」により行うこと。現地調査を実施する際には、申請区域と一致していること及び環境基準に適合していることを確認すること。

なお、現地調査を行う時期は、原則として事前協議書の受付をした後に行うこと。（地方公共団体等が行うものを除く）

(ウ) 審査を行う上で必要があれば、関係部署へ計画内容に対しての指摘事項の照会を行うものとする。なお、関係部署の所掌事務は、「関係部署一覧」のとおりである。

(エ) 関係部署に対し指摘事項の照会をする際の土地利用計画図等の必要な図面等は、申請者が用意すること。

(オ) 事前協議書及び添付書類で書類不足、内容の不備又は関係部署の指摘を受けて計画変更の必要がある場合には、補正等を求めること。

イ 事前協議済書等

(ア) 書類審査、現地調査及び関係部署の指摘事項の遵守の確認の結果、次により処理すること。

a 審査等の結果、支障がないと認めるときは事前協議済書を交付すること。

なお、事前協議済書に記載する許可申請期限は、事前協議済書の交付日から起算して3年とする。

b 審査等の結果、支障があると認めるときは補正を求め、補正がなされない場合は、事前協議書の取り下げ指導又は事前協議不適合通知書を交付すること。

- (イ) 要領第4の1の(6)イ(ア) a, bは、それぞれ規則第5条第2項に規定する第5号様式又は第6号様式により交付すること。
- (ウ) 事前協議済書を交付した後、工事の着工となるが、経営許可を得るまでは、募集もしくは利用又は経営に関する広告はできないことを周知すること。

ウ 基準の遵守見込み

- (ア) 既に経営している墓地又は納骨堂がある場合は、許可基準等に違反がないか申請者に説明を求め、必要がある場合には現地を確認すること。
- (イ) 許可を得た時点での土地利用や構造を変更し、その当時の許可基準等を満たさなくなっている場合は、その許可基準等に適合するよう改善を指導し、改善されない限りは、事前協議を保留し、事前協議済書を交付しないものとする。また、今後も改善が見込まれない場合には、経営者が今後も基準を遵守しない恐れがあることから、申請の取り下げ指導または事前協議不適合通知書を交付すること。
- (ウ) 既に経営している墓地又は納骨堂が許可基準等に合致していない、または事前協議書及び添付書類に不備があるなどの理由で、事前協議不適合通知書の交付または取り下げ指導を行った場合でも、法及び条例の趣旨からその後の許可に係る申請自体妨げるものではないこと。
- (エ) 平成13年3月31日以前の許可は、県条例の許可基準等を適用する。

(7) 事前協議事項の変更

事前協議済後に協議した内容を変更するため、規則第5条第3項に規定する事前協議事項変更届出(第7号様式)が提出されたときは、規則第5条第4項第1号及び同条第5項に該当しない場合又は許可基準等に適合しなくなる限りにおいて、次のとおり取り扱うこと。

ア 変更届出には次のものを添付し、正副2部提出すること。

- (ア) 当該事前協議書の写し
- (イ) 変更に係る規則第5条第1項各号に掲げる書類及び図面
- (ウ) 必要に応じて変更前後が対比できる表又は図面

イ 計画内容や図面等の軽微な変更と認められる場合は、その図面等の差し替えて対応して差し支えない。

(8) 事前協議の失効

規則第5条第4項各号及び同条第5項に該当する場合は、事前協議の効力を失うため、新たに事前協議を行わなければならない。

ア 第4項第1号アの予定区域の変更とは、次の場合である。

- (ア) 建設区域を拡張又は縮小する場合
- (イ) 建設区域そのものを移転する場合

イ 第4項第1号イの規定は、埋蔵から埋葬へ変更することによって、環境基準や墳墓の構造が異なるため、新たな事前協議が必要である。

ウ 第4項第1号ウの一体性を失うと認められる変更とは、次のとおりである。

- (ア) 許可基準、環境基準及び施設基準に適合しなくなった場合
- (イ) 区画数を増やし、需要見込みや資金計画に変更が生じる場合
- (ウ) 資金計画に変更が生じて、当該建設費用に対して、資金残高又は融資額が不足する場合
- (エ) 抵当権等の第三者の権利が設定された場合
- (オ) その他社会通念上一体性を失うと認められる場合

エ 第4項第2号の規定は、事前協議済書の交付から3年を経過した場合、資産状況、需要見込みに変更が生じている可能性が高いため、以下の全てに該当する場合を除き、原則として新たに事前協議を行うこと。

- (ア) 工事が完了していること
- (イ) 事前協議時から資産の目減りや負債が生じるなど財務状況が悪化していないこと
- (ウ) 許可申請に係る書類関係が整っていること

オ 第5項の規定は、変更前の計画と同一であっても、申請予定者が変わる場合は、その者に新たに事前協議を行わせること。

(9) 計画の中止

事前協議済後に計画を中止する場合は、規則第5条第6項の規定による計画中止届(様式第8号)に、事前協議済書の原本を添付し、1部提出すること。

2 近隣居住者への説明及び承諾

条例第5条第2項の規定による説明及び規則第5条第1項第5号に規定する承諾書又はそれに代わる書類を得ることは、具体的な計画を説明し、近隣住民等の意見を墓地の計画に反映させることにより周辺環境との調和を図るとともに、近隣住民等との合意が図られるよう努めさせることで、紛争を最小限に防ぐことを目的と

するものであるが、法の趣旨や判例からも、必ずしも近隣居住者等の承諾等が要件となっていないことから、事務の取り扱いには留意する必要がある。

#### (1) 近隣居住者等の範囲

規則第6条各号に規定する近隣居住者等は、次のとおりである。

##### ア 居住者

(ア) 居住者とは、住民票の有無ではなく、生活の本拠としている者である。

(イ) 居住者の対象は、原則として世帯主とする。

(ウ) 居住者の範囲は、墓地予定区域の境界から住宅の用に供する敷地の境界までとする。

##### イ 土地所有者

(ア) 土地の所有者は、登記の有無で判断するもので、売買契約を締結し、支払が完了していても仮登記名義人は含まれず、また、抵当権等の権利設定者も含まないものとする。

(イ) 建物所有者は含まないものとする。

#### (2) 説明時期

説明の時期については、事前相談の段階で、許可基準及び環境基準に適合する見込があり、近隣居住者等へある程度の詳細な計画内容の説明ができる段階を目安とする。

#### (3) 説明事項

墓地又は納骨堂は、住宅等の一般的な施設と異なって嫌忌施設であり、説明内容も多岐にわたることから、一律に説明事項を規定するのは難しく、地域の実情にあわせて説明を行う必要があるが、基本的な事項は次のとおりとする。

ア 墓地又は納骨堂の経営者名、所在

イ 経営を予定している宗教法人等の概要

ウ 墓地又は納骨堂の名称

エ 計画の概要（規模、墓基数、駐車場・造成・給排水計画等）

オ 周辺への迷惑・被害防除対策

カ 墓地又は納骨堂の運営管理の方法

#### (4) 報告書の提出

ア 規則第8条の規定による報告書は、対象者一人毎に作成して提出すること。また、説明会にあっては、開催毎に作成して提出すること

イ 提出時期は、次のとおりとする。

(ア) 戸別訪問による説明は、ある程度まとまった段階で随時提出すること。

(イ) 説明会を開催した場合は、その開催回毎に速やかに提出すること。

#### (5) 報告書の添付書類

規則第8条の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

ア 説明の際に使用した図面や計画概要書

イ 説明会を開催した場合は、説明会の議事録及び出席者の氏名・住所が記載された名簿

#### (6) 説明の履行及び承諾の基準

近隣居住者等に対する説明の履行義務の判断基準は、次によるものとする。

ア 説明内容及び回数等については、特に制限などは設けませんが、近隣居住者等の同意を得る必要性から、説明の履行又は近隣居住者等の同意の状況を要領第4の1(4)オの承諾書の取得状況（概ね2/3）で判断するものとする。

その結果、対象者の承諾が得られたと判断できる場合又は承諾しない理由が、社会通年上受け入れられるものではなく、妥当性を欠くような場合には、協議に係る事務を進めるものとする。妥当性を欠くような場合とは次のとおりとする。

(ア) 「地価が下落する」、「住環境を壊す」等の一般的な嫌忌施設に対する意見。

(イ) 「気持ちが悪い」、「暗いイメージとなる」、「墓地を意識したくない」、「墓地は怖い」、「死者のそばに居たくない」等の感覚的な意見。

(ウ) その他、「大家が反対している」など合理的な理由ではない場合

イ 公衆衛生上その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見がある場合又は承諾しない理由が次のような正当性がある場合には、周辺環境との調和又は近隣居住者等の同意が得られていないとの判断から、対策を講じない限り協議は保留とし、計画の変更等を求めることとする。

(ア) 墓地又は納骨堂の設置により、周囲が水浸しになるなど公衆衛生上の支障が生ずる恐れがある場合

(イ) 墓地又は納骨堂の設置により、病院や特別養護老人ホーム等から、患者等に心理的悪影響を与え

- る等の社会通年上妥当な人の生活権の保護に支障があるとの訴えがある場合
- (㊦) 墓地又は納骨堂の設置により、墓地の区画の構造や植栽が、隣接する農地に日照や害虫等の影響のおそれがあると訴えがあった場合
  - (㊧) 工事時間又は車両通行等の墓地又は納骨堂設置工事の方法に関する要望など

### 3 標識の設置

条例第5条第2項の規定による標識の設置は、近隣住民等へ計画の段階から広く周知を行い、後の紛争等を最小限に防ぐ目的で設置するものである。なお、標識の設置に係る取り扱いは、次のとおりである。

- ア 設置時期は、事前相談の段階で、近隣居住者等に計画の説明を行う頃を目安とする。
- イ 設置場所は、墓地の出入口となる予定の場所にそれぞれ設置すること。
- ウ 標識の設置は、規則第7条第2項の規定により、当該計画に係る許可を受ける日までとするが、3,000㎡以上の墓地建設については、条例第18条第2項の規定による許可後の標識を設置する日までとする。
- エ 規則第7条第3項の規定により、標識を適切に維持管理する義務があることから、風雨等による破損、倒壊又は記載事項が不鮮明になったときは、直ちに修復させるよう指導する。

## 第5 工事の着手及び完了

### 1 工事の着手

工事に着手しようとする場合は、その前に規則第9条第1項の規定による着手届を1部提出すること。

### 2 工事の完了

#### (1) 届出

工事が完了したときは、規則第9条第2項の規定による完了届を一部提出すること。

#### (2) 届出後の事務

- ア 届出があった場合は、事前協議の効力が3年であるため、速やかに許可申請手続きを行うように指導する。
- イ 現地調査は、原則として許可申請受理後であるが、状況に応じて(墓地又は納骨堂の規模が大きい、速やかに許可申請ができる状況など)、当該届出後、許可申請受理前に事前協議内容等と変更がないか現地調査を行う。
- ウ 現地調査後は、次により取り扱うこと。
  - (㊦) 現地調査の結果、事前協議内容と異なる場合は、是正を求める。
  - (㊧) 事前協議と異なる内容が要領第4の1(8)の事前協議の失効に当たる場合は、是正されない限り、新たに事前協議を行うものとする。
  - (㊨) 現地調査の結果、許可基準等に適合していないと認められる場合は、許可申請書を提出しても不許可となる可能性があることから是正するように指導する。

## 第6 許可事務

### 1 墓地

#### (1) 経営許可

法の理念及び国の指針等の趣旨に照らして、墓地等の安定した経営、利用者保護の観点及び周辺環境との調和など墓地等の経営が永続的に支障なく行われるか十分に審査する必要がある。

- ア 申請者に対する許可その他の処分は、八千代市行政手続条例(平成9年八千代市条例第1号)に規定する処分又は不利益処分にあたるため、標準処理期間を40日とする。
- イ 申請者に対し不利益処分を行おうとする場合の聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続については、八千代市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年八千代市規則第37号)に規定する手続により行うこと。
- ウ 書類審査は、「墓地経営(変更・廃止)許可審査票〔Ⅰ〕、〔Ⅱ〕」により行うこと。  
申請書、添付書類で書類不足、内容の不備がある場合には、補正を求めること。提出された申請書の記載内容及び添付書類を確認し、許可基準に適合しているか審査すること。
- エ 現地調査(規則第9条第2項の規定による工事完了届の提出後に現地調査を行っている場合は除く)は、次により行うこと。
  - (㊦) 現地調査は、「墓地経営(変更・廃止)許可審査票〔Ⅱ〕」により行い、実施する際には、環境基準及び施設基準等に適合していることを確認すること。

(イ) 現地調査を行う時期は、原則として工事が全て完了してから行うこと。（地方公共団体等が行うものを除く）

オ 書類審査及び現地調査の結果、次により処理すること。

(ア) 審査の結果、支障がないと認めるときは経営許可をすること

(イ) 審査の結果、支障があると認めるときは補正を求め、補正がなされない場合は、許可申請の取り下げ指導又は不許可処分とすること。

カ 経営許可書（墓地、納骨堂、火葬場共通）

規則第10条に規定する許可書等は、次により作成すること。

(ア) 許可番号の親番号は、年度とし、枝番号は、経営許可、変更許可及び廃止許可の区別なく通して取ること。なお、最初の許可番号には、「1」を付けること。

例：第2024-1、第2024-2・・・

(イ) その他の欄には、区画数を記載すること。変更許可で拡張する場合は、拡張する部分の区画を記載し、縮小する場合は、残存する区画数を記載すること。廃止許可の場合は、区画数は記載しない。

(ウ) 許可条件を付す場合は、新たに項目を設けること。なお、埋蔵墓地にあっては、「焼骨の埋蔵に限る」と記載すること。

キ 台帳作成

許可した墓地については、「墓地台帳（墓地仕様書）」を作成すること。

## (2) 変更許可

ア 変更許可に係る処分又は不利益処分は、要領第6の1の(1)ア、イのとおりである。

イ 書類審査は、要領第6の1の(1)ウのとおり行うこと。

ウ 現地調査は、要領第6の1の(1)エのとおり行うこと。

エ 書類審査及び現地調査の結果、次により処理すること。

(ア) 審査の結果、支障がないと認めるときは変更許可をすること。

(イ) 審査の結果、支障があると認めるときは補正を求め、補正がなされない場合は、許可申請の取り下げ指導又は不許可処分とすること。

オ 変更許可書

規則第5条に規定する許可書等は、要領第6の1の(1)カのとおり作成すること。

カ 台帳作成

要領第6の1の(1)キのとおり作成すること。

## (3) 廃止許可

ア 廃止許可に係る処分又は不利益処分は、要領第6の1の(1)ア、イのとおりである。

イ 書類審査は、要領第6の1の(1)ウ（ただし、審査票Ⅱを除く）のとおり行うこと。

ウ 現地調査は、改葬が完了していることを確認すること。

エ 審査の結果、次により処理すること。

(ア) 審査の結果、支障がないと認めるときは廃止許可をすること

(イ) 審査の結果、支障があると認めるときは補正を求め、補正がなされない場合は、許可申請の取り下げ指導、又は、不許可処分とすること。

オ 廃止許可書

(ア) 規則第4条に規定する許可書等は、要領第6の1の(1)カのとおり作成すること。

(イ) 引き継いで経営される墓地にあっては、廃止許可年月日は経営許可年月日と同日付けとすること。

カ 台帳抹消

許可した墓地については、墓地台帳（墓地仕様書）に廃止の事実、廃止許可年月日、廃止許可番号等を朱書きすること。

## (4) 基準等の遵守

墓地の経営者は、公共的サービスの提供者として高い倫理性が求められることや墓地経営の永続性の観点から、既に許可を得て経営している墓地がある場合で、土地利用や構造を変更するなど許可当時の許可基準等を満たさなくなっている場合には、当該基準に適合するよう改善を指導し、改善が終了するまでは申請を保留すること。また、改善が見込まれない場合には、経営者が今後も基準を遵守しない恐れがあることから、取り下げ指導もしくは不許可通知を交付して対処すること。

## 2 納骨堂

### (1) 経営許可

要領第6の1の(1)の墓地の経営許可を納骨堂と読み替えて運用すること。

- (2) 変更許可  
要領第6の1の(2)の墓地の変更許可を納骨堂と読み替えて運用すること。
- (3) 廃止許可  
要領第6の1の(3)の墓地の経営許可を納骨堂と読み替えて運用すること。
- (4) 基準等の遵守  
要領第6の1の(4)の墓地の経営許可を納骨堂と読み替えて運用する

### 3 火葬場

- (1) 経営許可  
要領第6の1の(1)の墓地の経営許可を火葬場と読み替えて運用すること。
- (2) 変更許可  
要領第6の1の(2)の墓地の変更許可を火葬場と読み替えて運用すること。
- (3) 廃止許可  
要領第6の1の(3)の墓地の経営許可を火葬場と読み替えて運用すること。

## 第7 許可基準

墓地等に係る許可は、条例第8条から第14条までの墓地等のそれぞれの施設基準及び環境基準に適合し、かつ、以下の基準に適合する必要がある。

### 1 墓地等の経営許可基準

#### (1) 墓地

墓地経営の性格上、永続的管理の必要性とともに非営利性が確保されなければならないため、(何は?) 墓地の経営者は条例第7条第1項第1号から第4号に規定する者に限られること。

##### ア 地方公共団体

- (ア) 県及び市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2号)
- (イ) 一部事務組合(地方自治法第1条の3第3号)

注:財産区(地方自治法第1条の3第3号)は、財産を市町村に移管し市町村長営とすること。

##### イ 市内宗教法人又は市内公益法人であって、永続的に自己の所有地に墓地を経営しようとする場合

- (ア) 宗教法人は、宗教法人法第12条により、県の認証を受けたものであること。
- (イ) 市内宗教法人とは、宗教法人法第15条により、主たる事務所が市内に登録されているものをいう。
- (ウ) 許可後に主たる事務所を市外へ移転した場合は、利用者保護の観点と許可を取り消すことでの社会的利益を比較衡量し、許可を取り消すことが難しい場合には、たる事務所を市内に設置し、登記するよう指導すること。
- (エ) 公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条の基準により、国又は県から認定を受けたものであること。
- (オ) 市内公益法人とは、法人登記されている事務所の所在地が市内であること。許可後に主たる事務所が市外へ移転した場合の取扱いは、要領第7の1の(1)のイのウ)による。
- (カ) 「永続的」とは、提出された財務状況及び資金計画等の書類又は既に許可を受けている墓地の状況から安定的に経営できるかを広く判断すること。  
また、抵当権等の第三者の権利が設定されている場合には、当該権利が実行された場合に所有権を失う可能性があるため、「永続的な自己所有地」とは、認められない。
- (キ) 墓地の経営を実質的に他人に委託、委譲していないこと。

##### ウ 自己又は自己の親族のために設置された墓地(以下「個人墓地」という。)を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするときは、個人名義による経営許可を認める。

- (ア) 法第10条第1項、第11条及び第26条の規定により、既に個人名義の墓地経営を認められていた者の死亡等により、墓地経営許可が失効した状態になることを救済するものである。
- (イ) 「親族」とは、民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する者(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)の他、慣習による場合も認める。
- (ウ) 「引き継いで経営しようとするとき」とは、民法第897条の規定により墳墓の祭祀を主宰すべき者と認められた者である

##### エ 災害、公共事業の実施により個人墓地を移転し、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、個人名義による経営許可を認める。

- (ア) 災害については、当該現象が具体的に予測され墓地の機能が果たされなくなる場合に、その状態を

放置することは宗教的感情上及び公衆衛生上も好ましくなく、法の所期の目的を継続的に達成していく必要から次の場合は、事前の移転等の措置は認められる。

- a 墓地の区域やその周辺の土地（参詣路、敷地法面等接続した土地）の崩壊があり、今後も進行があると予測され、かつ、補強等の改修が困難な場合
  - b 墓地が存在する地区で、災害発生の恐れ等の勧告等を所轄行政機関から受けている場合
- (イ) 「公共事業の実施」については、次の法律に基づくものであること。
- a 国土利用法（昭和49年法律第92号）
  - b 土地収用法（昭和26年法律第219号）
  - c 都市計画法
  - d 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
  - e 大都市地域における住宅地及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）
- (ウ) 「共同墓地」で公共事業の実施に伴う移転の場合には、一時期一斉の移転であり、墓地内の使用部分及び共用部分の権利関係が明確になっていることから、特例として墓地を使用する者の連名による経営許可を認める。
- (エ) 「宗教的感情上及び公衆衛生上支障がない」とは、次の条件をいうが、現在予見できない新たな条件を排除するものではない。
- a 墓地使用者の同意がなされていること。
  - b 他に移転を受け入れる墓地がないこと。
  - c 埋蔵墓地であること。

## (2) 納骨堂

納骨堂の許可基準については、要領第7の1の(1)ア、イと同様である。

なお、条例上、「永続的」な規定はないが、添付書類で財務状況等の永続性や安定性を審査する書類を求めていることから、要領第7の1の(1)イ(カ)に準じた判断が必要である。

## (3) 火葬場

火葬場の許可基準については、要領第7の1の(1)アと同様である。

## 2 墓地等の変更許可基準

### (1) 墓地

ア 規則第11条に規定する要件は、次のとおりであること。

(イ) 第1号に規定する面積の取り扱いとは、既に経営許可を受けた墓地を数次にわたり拡張し、拡張部分の面積の合計が経営許可を受けた面積を超え一体性を失わないこと。この場合は、既に許可した経営許可部分と変更許可部分の合計に対して廃止許可をし、廃止した部分を含めて新たに同日付けて経営許可をすること。（参考図1「墓地許可区分」を参照）

(ロ) 第2号に規定する「区域が接続している等」とは、既存墓地と拡張する墓地が隣地で直接接続するほか、概ね8m以下の道路及び水路を介して接続する場合をいうものである。ただし、交通量等を勘案して適宜判断すること。

なお、判断は市長の判断であり、申請者が都合により判断するものではないこと。

イ 拡張して墓地となる区域も当然に既存の墓地と同一の経営となることから、要領第7の1の(1)ア、イの経営許可基準を適用すること。

ウ 個人墓地は、既に許可されている墓地が経営者の死亡により、許可の失効とならないように経営許可に限って認めているものであり、経営者の都合による拡張等の変更許可は認められない。

### (2) 納骨堂

納骨堂の変更は、墓地と異なり一体性の判断をする必要はないことから、条例第11条及び第12条の規定による納骨堂の環境基準及び施設基準に適合していれば足りる。なお、一体性の要件はないが、既に許可を受けている

納骨堂の納骨装置の存する室の面積の2倍以上の変更（増築）となる場合は、同一性を失うことから経営許可として取り扱うこと

### (3) 火葬場

火葬場の変更は、墓地と異なり一体性の判断をする必要はないことから、条例第13条及び第14条の規定による火葬場の環境基準及び施設基準に適合していれば足りる。

### 3 墓地又は納骨堂の廃止許可基準

改葬の確実性を判断する上で必要がある場合には、改葬先の墓地等の管理者からの埋蔵等を証する書面で確認し、または受入を証する書面を提出させることで改葬の確実性を判断すること。

## 第8 環境基準

### 1 墓地

#### (1) 河川等からの距離

条例第8条第1項第1号に規定する河川等からの距離は、次によること。

ア 制定の趣旨は、災害時における墓地の崩壊による死体又は焼骨の流出又は汚染を防止する目的で、宗教的感情上及び公衆衛生上の観点から規制をしているものである。

イ 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川をいう。

ウ 河川又は湖沼から墓地までの距離の審査は、通常行われる現地計測（メジャー）又は都市計画図面上で計測すること。

エ 河川の改修等、一定の災害防止措置がなされている場合には、規制している所期の目的が達せられることから、除外規定を設けたものである。

注：「改修がなされている」とは、護岸工事がなされているものなど、浸食の恐れのない状態であり、かつ、適切な管理がされていると判断できるもの。

#### (2) 住宅等からの距離

条例第8条第1項第2号に規定する距離は、次によること。

##### ア 埋葬に係る墓地

(ア) 制定の趣旨は、焼骨を埋蔵する墳墓と比して、土壌や地下水への影響や死者に対する感情を考慮して住宅等への距離制限を規定したものである。

(イ) 距離制限の対象は、社会慣習から思慮して、住宅は、生活の場所として、学校、保育所、図書館、博物館及び公民館の社会福祉施設は、清純な環境を保持する場所として、病院は、入院治療を受ける人が存在する場所として規定したものである。

(ウ) 用語の定義は次によること。

a 「住宅」：専用住宅、併用住宅及び特別養護老人施設等

b 「学校」：学校教育法（昭和22年法律第26号）の学校（幼稚園含む）

c 「保育所」：児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育所

d 「図書館」：図書館法（昭和25年法律第118号）の図書館

e 「博物館」：博物館法（昭和26年法律第285号）の博物館

f 「公民館」：社会教育法（昭和24年法律第207号）の公民館

g 「病院」：医療法（昭和23年法律第205号）（歯科医業を除く）の病院

h 「敷地」：当該施設の通常の用に供される範囲をいう。

(エ) 住宅等から墓地までの距離の審査は、通常行われる現地計測（メジャー）又は都市計画図等の図面上で計測すること。

##### イ その他の墓地

(ア) その他の墓地とは、焼骨を埋蔵する墓地である。（樹木葬等の焼骨を埋蔵する墓地も含む）

(イ) 距離制限の対象は、要領第8の1の（2）アと同様である。

(ウ) 距離制限を設けた趣旨は、一定の距離をとることにより、墓地の建設を抑制するとともに、需給バランスの確保、都市計画及び周辺的生活環境との調和など公共の福祉との調整に資するためである。

(エ) その他市長が認める例外とは、次の場合で、かつ、周辺環境との調和や墓地の必要性の観点及び公共の福祉の見地から八千代市全体の利益と比較衡量して支障がない場合である。

a みなし墓地を拡張する場合（要領第3の1（3）ウ（ア）参照）

b 境内墓地の拡張で、公益事業（事業型の墓地）として墓地経営を行わない場合

#### (3) 設置場所

ア 条例第8条第1項第3号の規定は、墳墓への影響、地下水を利用している場合の飲料水への汚染を考慮して規定したものである。

(ア) 高燥とは、一般的に土地が高く湿気が少ない土地を指すため、地下水位が高い湿地帯用地や、雨水等の排除が十分行われず、墳墓が水没することが予想される用地は、高燥とはいえない。

(イ) 地下水位が高いなど湿地帯での墳墓への影響は、次のことが想定される。

a 埋蔵墳墓：カロートへの浸水、墓石傾斜

b 埋葬墳墓：死体の浮上、墓石傾斜

- イ 条例第8条第1項第4号に規定する公衆衛生上支障がない土地とは、次により判断すること。
  - (ア) 条例制定時点における判断で規定したものであり、これ以外に公衆衛生上支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長の自由裁量権を留保したものであること。
  - (イ) 廃棄物の最終処分場の跡地は、公衆衛生上支障がある土地とすること。

(4) 例外規定

- ア 条例第8条第2項に規定する住宅等との距離制限を適用しない場合は、次によること。
  - (ア) 「移転することが必要であり」とは、緊急避難又は公益の目的のために自己の墳墓が止むを得ず移転しなければならないことに加え墓地の移転先がなく、不安定な状態に置かれる状態が予測される場合である。
  - (イ) 「公衆衛生上支障がない」とは、設置場所の地下水位が低い場合等が想定されるが、条例制定時点における判断で規定したものであり、これ以外に公衆衛生上支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長の自由裁量権を留保したものであること

イ 条例第8条第3項の規定は、経営許可後に当該墓地の経営者以外の者が、同条第1項第2号に規定する距離に住宅等を設置した場合に、結果として距離制限を維持できなくなる。しかし、墓地の経営者と直接関係ない事由により直ちに墓地の経営の変更又は移転を強いられるとすれば、許可の安定を失することになるため、公衆衛生上支障がないのであれば、墓地の経営を継続して認めることが公益に合致するという判断に基づくものである。

## 2 納骨堂

### (1) 距離

納骨堂は外部から視覚的に遮断されるため、墓地より生活環境との調和に配慮された施設ではあるが、本市の生活環境が、より調和されることを目的として規定したものである。条例第11条第1項第1号に規定する距離は、次によること。

- ア 距離制限の対象は、その他の墓地と同様に、要領第8の1の(2)アのとおりとする。
- イ その他市長が認める例外とは、次の場合で、かつ、周辺環境との調和や納骨堂の必要性の観点及び公共の福祉の見地から八千代市全体の利益と比較衡量して支障がない場合である。
  - (ア) 寺院等の境内地において、納骨堂の設置または拡張(増築)する場合で公益事業(事業型の納骨堂)として納骨堂経営を行わない場合。なお、市からの依頼を受け無縁遺骨を管理する場合は、宗旨宗派を問わず広く使用者を募集する納骨堂と性質が異なるため、事業型の納骨堂に含めない。

### (2) 設置場所

ア 条例第11条第1項第2号の規定は、条例第11条第1項第1号の住宅等からの距離の要件は満たしているものの、公衆衛生上支障がある場所での納骨堂の設置を規制するため規定したものである。具体的には次のような土地が想定されるが、条例制定時点における判断で規定したものであり、これ以外に公衆衛生上支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長の自由裁量権を留保したものであること。

- (ア) 災害等により建物が崩壊又は浸水した場合に、焼骨が河川等に流出するおそれが高い土地

### (3) 例外規定

ア 条例第11条第2項の規定は、経営許可後に当該納骨堂の経営者以外の者が、同条第1項第1号に規定する距離に住宅等を設置した場合に、結果として距離制限を維持できなくなる。しかし、納骨堂の経営者と直接関係ない事由により直ちに、納骨堂の経営の変更等を強いられるとすれば、許可の安定を失することになるため、公衆衛生上支障がないのであれば、納骨堂の経営を継続して認めることが公益に合致するという判断に基づくものである。

## 3 火葬場

### (1) 距離

条例第13条第1項第1号に規定する距離は、次によること。

- ア 住宅等の敷地については、現に住宅等が存し、その用に供する敷地を含むものである。
- イ 住宅等と同一の敷地であっても、山林、畑、工場等の住宅等の用に供さない用地は含まないものである。

### (2) 例外規定

条例第13条第1項第1号に規定するただし書きの規定は、次によること。

- ア 市長が公衆衛生上支障がないと認める場合とは、火葬炉の排ガス再燃 焼装置等の能力が、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)及び騒音規

制法（昭和43年法律第98号）に規定する基準値に準じた値が達成されることが、他の同様の施設を持った火葬場の実績等により証明される場合をいう。

イ 距離制限を緩和する場合であっても、住宅等から火葬場（炉）の煙突、排気口までの距離は100メートルを可能な限り確保すること。

ウ 既に許可を受けた火葬場用地を含む区域において、当該火葬場の施設を増築し、又は改築若しくは建て替えを行う場合、並びに都市計画法第19条に基づく火葬場の都市計画の決定がなされたものについても、要領第8の3の（1）基準を満足させ緩和するものとする。

## 第9 施設基準

### 1 墓地

墓地の区域内に設ける施設については、以下のとおりとする。なお、施設基準の判断は、市長の判断であり、申請者の都合で判断するものではない。

#### （1）緑地（参考図2参照）

条例第9条第1号に規定する、緑地幅等は次によること。

ア 「緑地帯」とは、次の要件を満たす構造であること。

（ア）周辺環境に調和したものであること。

（イ）緑地帯は、常緑樹（ヤマモモ、カシ、クスノキ、サザンカ、カイヅカイブキ、サツキ等）を主体として、形成するものであること。

（ウ）緑地帯とは、10㎡に高木が1本以上と中低木が5本以上であること。

（エ）芝生等の地被類又はフラワーポットは、含まない。

イ 「見えないように障壁等」とは、遮蔽遮断の考え方であり、人畜がみだりに立ち入れない構造であること。なお、具体的な条件は、次の要件を満たすことが必要であること。

（ア）見えないとは、敷地境界に成人が立って墳墓が見えない状態をいうものであり、通常1.8メートル以上の高さを有するものであれば足りる。

（イ）障壁等は、生け垣が好ましいが、周囲の環境や立地条件に応じてその構造を選択することができる。なお、生け垣が未成熟なため当該墓地の境界から墳墓が見える場合は、成熟するまでの間、次のような仮設障壁等の設置などにより、見通しを遮る措置をすること

a 傾斜を利用した石垣や法面の緑地帯と障壁の兼用

b ネットフェンスと外部緑地帯の樹木を見えないように配置

c 緑地帯と障壁を兼用した築山を周囲に巡らした構造

（ウ）生垣を設置する場合は、2～2.5本/mの間隔で植栽すること。

ウ 既存の寺院の境内地等であらかじめ堅牢な障壁等で囲われ、当該障壁等がこの規定の目的と同等の機能が果たせる場合であっても、寺院の境内地等に接する側の緑地帯、障壁等は、墓地と墓地以外を分ける施設として必要である。ただし、障壁等の構造は、機能が満たせる簡易化したもので足りるものであること。

エ 既存墓地を拡張する場合は、既存墓地と接続する部分の緑地、障壁は省略できること。

#### （2）門扉

条例第9条第2号に規定する門扉は、動物や人がみだりに立ち入らないようにするためのものであり、墓地の静謐を確保することを目的として規定したものである。

既存の寺院の境内地等であらかじめ堅牢な門扉がある場合であっても、門扉は、設ける必要がある。ただし、構造は機能が満たせる木戸等の簡略化したもので足りる。

#### （3）通路

条例第9条第3号に規定する通路は、墓地内の清掃、墓石の運搬及び利用者の通行の便宜を考慮して設けるよう規定したものである。ただし書きの規定は次によること。

ア 墓地の利用者が墳墓の一部を通路として使用する前提で造られている、芝生墓地の場合等に適用するものであること。

#### （4）区画

条例第9条第4号に規定する墳墓面積は、千葉県における墳墓形態についての調査結果並びに県民ニーズ及び有識者の意見を踏まえた結果、有効な土地利用による墓地供給と併せて、十分な緑地帯を配置する事により、墓地景観や静謐な環境の確保ができる最小限度の墳墓面積として規定したものである。

#### （5）排水

条例第9条第5号に規定する排水に関する規定は、雨水等が停滞し、墳墓のカロートへの浸水や墓地内の通行に支障が生じないようにすることを目的として規定したものである。適当な排水路とは次によること。

ア 「適当な排水路」には、この規定の目的が達せられると認められる場合に限り、透水舗装等（透水舗装、

碎石舗装とトレンチ集水管の併用、砂利敷等の地盤改良)による排水処理を含めるものであること。

イ 排水の接続等については、関係部署の意見を確認すること。

#### (6) 管理事務所等

条例第9条第6号に規定する便所、使用水の施設及び管理事務所に関する規定は、墓地の利用者の便宜を図るために、墓地区域内に必要な付帯施設として整備することを目的として規定したものであり、次によること。

ア 管理事務所には、墳墓配置図や墓地使用者名簿等の墓地の管理に必要な書類を保管するための設備があること。また、防災、防犯上の観点から堅牢な建築物とし、利用者、管理者が使用するための十分な広さがあること。

なお、仮設の管理事務所は墓地の永続性の観点から認めない。

イ 使用水のうち飲用に供する水については、関係部署の意見を確認すること。

ウ ただし書きの規定は、既存の寺院内に付属する俗に言う境内墓地や自宅が利用できる個人墓地の場合など、過剰負担を避けるために次のような場合に対し、除外規定を設けたものである。

(ア) 寺院の境内又は隣接地に墓地を設ける場合で、当該寺院の施設が有効に使用できる場合

(イ) 既存墓地の隣接地に墓地を設ける場合で、経営許可の対象とならない場合に既存墓地の施設が有効に使用できる場合

なお、原則として3,000平方メートル以上の墓地については、墓地管理の必要性から除外規定は適用されない。

#### (7) 駐車場

条例第9条第7号に規定する駐車場については、墓地内の利用しやすい場所(管理棟の近くなど)に設けること。

なお、駐車場の取扱いについては、次によること。

ア 駐車場は、墓参者が常に使用するために設けられたものであって、一時使用又は他の用途(墓地利用者以外の者も利用する駐車場)と兼ねているものは、墓地駐車場としては取り扱わない。

イ 条例第10条第2号に規定する通路は、駐車場としては認めない。

ウ 自動車1台当たりの駐車スペースは、原則として奥行5メートル以上、幅2.5メートル以上を標準とすること。

エ 駐車区画の構造で、舗装敷きの場合にあっては、溶着式白線等の容易に消滅しない方法で表示するものとし、砂利敷き等の場合にあっては、ロープ等で区画するものとする。

オ 土地の形状その他自由によりやむを得ない場合とは、次のような場合である。

(ア) 送迎バスの定期的な運行など自家用車での参拝に代わる交通手段の整備を行い、利用者及び周辺居住者等に影響がないと判断できる場合

(イ) 墓地を拡張する際に、急傾斜地などの地理的な状況等で駐車場を設けることが難しく、墓地の敷地とは別の場所(8m以上の道路等を隔てた場所など)に駐車場を設けることで対応できると判断する場合

## 2 3,000平方メートル以上の墓地

条例第10条の基準は、県で実施された墓地形態についての調査結果並びに市民ニーズ及び有識者の意見を踏まえ、墓地の景観や良好な環境を保持するとともに、周辺環境との調和を図ることを目的として規定したものである。

### (1) 適用除外

条例第10条ただし書きの規定は、拡張することにより、3,000平方メートル以上の面積となる場合に、既存の墓地区域で既に埋蔵等がなされ、使用されている状態であって、かつ、土地の立地条件により、この基準によることが不可能な場合にあっては、墳墓等の移動をさせてまで基準を遵守させることが宗教的感情上支障を生じるため、規定したものである。

### (2) 緑地

条例第10条第1号の緑地帯に関するただし書きの規定は、土地の形状及び墳墓の配置状況から、やむを得ない場合に、緑地の幅を満たさない部分の面積を墓地内の他の区域に設けることができるとしたものであるが、無制限に認めることではない。

なお、緑地帯の基準については、要領第9の1の(1)ア(ア)のとおりとする。

### (3) 通路

条例第10条第2号に規定する通路は、墓地面積の増加に伴い、墓参時の混雑、墓石工事、緑地管理、清掃等の保守管理又は防災に対応するため、規定したものである。通路の詳細は次によること。

ア 通路は、この規定の目的からアスファルト舗装、コンクリート舗装等とすること。

イ 主要な通路とは、各墳墓へつながる通路と接続する基幹となる通路である。

#### (4) 休憩所

条例第10条第3号に規定する休憩所は、管理棟とは別に、墓地内の利用者が利用しやすい場所（墳墓区域の中など）に設けること。

### 3 納骨堂

#### (1) 設置基準

条例第12条第1項1号の規定は、次による。

ア 「相当の空地」とは、墓地の緑地帯の規定を準用し、3mとする。

イ 空地の外側に設置する障壁又はかん木は、要領第9の1の(1)イを準用する。

#### (2) 管理事務所等

条例第12条第1項第3号に規定する、便所、使用水の施設及び管理事務所等に関するただし書きの規定は、既存の寺院内に付属する場合など、過剰負担を避けるために除外規定を設けたものである。

#### (3) 納骨装置

条例第12条第2項第2号に規定する除湿装置には、換気扇、換気口は含まないこと。

#### (4) 駐車場

条例第12条第1項第4号に規定する駐車場については、区域内の利用しやすい場所（管理棟の近くなど）に設けること。

なお、駐車場の取扱いについては、次によること。

ア 駐車場は、納骨堂利用者が常に使用するために設けられたものであって、一時使用又は他の用途（納骨堂利用者以外の者も利用する駐車場）と兼ねているものは、墓地駐車場とは取り扱わない。

イ 自動車1台当たりの駐車スペースは、原則として奥行5メートル以上、幅2.5メートル以上を標準とすること。

ウ 駐車区画の構造で、舗装敷きの場合にあっては、溶着式白線等の容易に消滅しない方法で表示するものとし、砂利敷き等の場合にあっては、ロープ等で区画するものとする。

エ 土地の形状その他自由によりやむを得ない場合とは、次のような場合である。

(ア) 送迎バスの定期的な運行など自家用車での参拝に代わる交通手段の整備を行い、利用者及び周辺居住者等に影響がないと判断できる場合

(イ) 納骨堂を拡張（増築）する際に、急傾斜地などの地理的な状況等で新たな駐車場を設けることが難しく、納骨堂の区域とは別の場所（8m以上の道路等を隔てた場所など）に駐車場を設けることで対応できると判断する場合

### 4 火葬場

条例第14条第1号及び第3号に規定する障壁、緑地は、墓地の施設基準に定める基準と同様のものが望ましい。

## 第10 其他事務

### 1 基準の適用除外

#### (1) 墓地

条例第15の規定による、墓地を引き継いで経営しようとする場合における基準を適用しない場合は、次によること。

ア 経営者が変更になる場合

イ 墓地の拡張に伴い、既に経営している墓地も含め、新たに経営許可申請を行う場合であって、当該拡張により施設基準が既存墓地の施設基準と異なる場合の既存部分

ウ 墓地の拡張に伴い、変更許可申請を行う場合であって、当該拡張により施設基準が既存墓地の施設基準と異なる場合の既存部分

エ 条例第15条の規定により、環境基準又は施設基準を緩和する場合は、当初に経営許可又は変更許可された時点の基準に違反している場合は、改善されない限り緩和しない。

#### (2) 納骨堂

ア 経営者が変更になる場合

イ 条例第15条の規定により、環境基準又は施設基準を緩和する場合は、当初に経営許可又は変更許可された時点の基準に違反している場合は、改善されない限り緩和しない。

#### (3) 火葬場

ア 条例第15の規定により、環境基準又は施設基準を緩和する場合は、当初に経営許可又は変更許可された時点の基準に違反している場合は改善されない限り緩和しない。

## 2 都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出書等

### (1) 趣旨

法第11条第1項の規定により都市計画事業として行う墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条の認可又は承認をもって許可があったものとみなされることから、法の許可が必要ないため、当該事業を把握することを目的に届出義務を設けたものである。

また、法第11条第2項の規定により土地区画整理事業等の施行により、墓地等の新設、変更または、廃止などを行う場合にも、土地区画整理法等に基づく事業計画の認可をもって許可があったものとみなされることから同様に届出義務を設けたものである。

### (2) 申請

ア 都市計画事業として行われる場合は、都市計画法第62条に基づく事業認可等の告示がなされた後、速やかに届け出ること。

イ 土地区画整理事業等として行われる場合は、当該事業の施行認可等の公告がなされた後、速やかに「八千代市墓地・火葬場新設（変更・廃止）届」（規則第12条）届け出ること。

### (3) 届出書の記載事項

ア 条例第16条第5号の規定による構造の記載事項は次による。

(ア) 墓地の場合は、要領第3の4の(2)カの各項目のとおりとする。

(イ) 火葬場の場合は、次のとおりとする。

- a 建物の構造及び各階床面積
- b 緑地面積
- c 火葬炉数

イ 工事完了年月日は、許可内容の施設基準が現地において確認できる時点を記入すること。

### (4) 添付書類

規則第12条第2項に規定する書類等は、次のとおりとする。

ア 第1号の見取図は、次による。

(ア) 1/10000程度の都市計画図を添付すること。

(イ) 1/2500の都市図又は住宅地図に居住者名を記したものを添付すること。

イ 第2号の構造図等は、次による。

(ア) 墓地の場合は、要領第3の4の(3)ウ(ア)のとおりとする。

(イ) 火葬場の場合は、次のとおりとする。

- a 土地利用計画図
- b 建物平面・断面図
- c 緑化計画図
- d 火葬炉の構造がわかる図面

ウ 第3号に規定する地籍測量図は、法務局に存在しない場合又は現状と異なる場合には、測量図を添付すること。

なお、地積測量図を添付する場合は、一筆毎に添付すること。

エ 第4号に規定する認可等を証する書面とは、認可書等の写しを添付すること。

### (5) 変更届出

ア 事業認可期間中において、都市計画法第63条に規定する事業計画の変更を伴うもので、同条ただし書きに規定する軽易な変更該当しない場合に「八千代市墓地・火葬場新設（変更・廃止）届」（規則第12条）を届け出るものとする。なお、届出を行う時期は、認可又は承認後とし、添付する書類は、当該認可等の写し及び変更内容が分かる書類又は図面を添付すること。

イ 事業完了後に区域の拡張を伴う変更を行う場合は、都市計画法管轄部署及び建築基準法管轄部署と協議の上、決定するものとし、都市計画決定が必要な場合は、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 申請については、要領第10の2の(2)と同様とする。

(イ) 記載事項は、それぞれ変更に係る事項を記載すること。

(ウ) 図面等の添付書類は、変更前後がわかるものを添付すること。

ウ 既存の区域内で増設等の変更を行う場合は、既存施設と同一性を失わないと判断できる限り、法第18条の報告で対応するものとする。

### (6) 廃止届出

墓地又は火葬場の用に供することを廃止する場合は、廃止に係る都市計画決定の告示がなされた後、速やかに「八千代市墓地・火葬場新設（変更・廃止）届」（規則第12条）を届け出ること。

### 3 許可申請の変更

許可申請の変更の届出は、次によるものとする。

- (1) 条例第17条に規定する変更の届出は、条例第2条及び第3条の規定により提出された申請書の記載事項に変更が生じたときに、速やかに「八千代市墓地・納骨堂・火葬場許可申請書等記載事項変更届」（規則第13条）を提出させることにより、書類の差し替え等による申請行為に係る不明瞭さをなくし、公正な審査環境を整えるものである。
- (2) 提出された変更届出書は、当初提出された申請書等と突き合わせ、改めて記載内容及び添付書類をそれぞれの基準により審査し、許可基準に適合しているかを確認すること。

## 第11 許可後の指導等

### 1 経営者の講ずべき措置の基準

#### (1) 経営者の明示

条例第18条第1項第1号の規定は、墓地等を経営する者が誰であるか明示することにより、経営責任の所在を明確にし、契約、使用及び管理等に関するトラブルの未然防止など、使用者等の利益を保護しようとするものであり、明示すべき範囲は次によるものであること。

ア 維持管理規則等に規定する様式（墓地等申込書、墓地等使用許可書）

イ 永代使用料、管理料、使用料等の収受に係る領収書

ウ 使用者等に配布するお知らせ、広報等（墓地等の所在を示すものも含む。）なお、法第10条第1項又は第2項の許可を受ける前に広報することは、不確実な広報であり、認められないこと。

#### (2) 3,000㎡メートル以上の墓地の表示

条例第18条第2項に規定する表示は、次によること。

ア 規則第14条第1項第5号に規定する墓地全体の概略を示す平面図は、墳墓域、緑地、管理事務所、便所、水場等の位置がわかるものとする。

イ 規則第14条第1項第6号に規定するその他市長が必要と認める事項は、経営者の連絡先（電話番号）等とすること。

#### (3) 標識

規則第14条第2項に規定する標識は、風雨に耐えられる堅牢な構造とし、墓地の入口付近の外部から見やすい位置に掲示することにより、墓地の区域外から表示内容が判別できなければならない。

### 2 火葬場の経営許可時の指導

火葬場の経営許可時に次の事項を指導すること。

ア 法第12条、第15条、第16条、第17条、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第7条第3項、第8条等の規定に関すること。

イ 法第18条の規定による、立入検査を毎年実施すること。

ウ 立入検査時に、火葬簿の確認及び火葬実績の報告を求めること。

## 第12 経過措置等

1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。

2 改正後の要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営、変更又は廃止（以下「経営等」という。）の許可の申請について適用し、施行日前の墓地等の経営等の許可の申請については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第1項の規定による協議の申出がなされているときは、墓地又は納骨堂の経営等又は変更の許可の申請については、なお従前の例による。